附属機関等の概要

別記様式２　　（令和８年６月１日現在）

担当部課名	建設部まちづくり局都市計画課	内線	29−811

附属機関等の名称	北海道都市計画審議会	
「附属機関」、「懇談会」の別		附属機関
設置年月日	昭和44年6月14日	
設置根拠	都市計画法第７７条第１項	
設置目的	＜目的＞ 都市計画は、都市の将来の姿を決めるものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制限を加えるものであることから、各種の行政機関や住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を適正に保護する観点が必要となる。 そのため、都市計画法で、学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決める前にその案について調査・審議を行う。 ＜所掌事項、議題等＞ １　都市計画区域等の指定、変更又は廃止について、知事に意見を述べること ２　都市計画の決定及び変更について、知事の付議に基づき調査審議すること ３　都市計画に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議すること ４　都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること ５　建築基準法など他法令により、その権限に属された事項を行うこと	
委員構成	１ 委員(構成員)数　23 名　【定 数：30 名】 （うち女性委員）　３ 名 （うち公募委員）　０ 名　【公募枠：０ 名】 現在委員を委嘱していない場合はその理由（　　） ２ 部会等の設置状況	
会議の公開状況	公開 公開できない理由（非公開・一部非公開の場合） （　　）	

名称	委員数（うち女性委員）
なし	